

農林水産省デジタル・ガバメント 中長期計画

**2020年3月27日
農林水産省**

目次

1	基本事項	
(1)	目的	1
(2)	計画期間	2
(3)	現状と課題	2
(4)	取組方針	3
(5)	計画の概要	4
(6)	計画目標	8
2	利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化	
(1)	サービス改革方針	9
(2)	行政手続のデジタル化	10
(3)	重要プロジェクトの推進	13
(4)	民間手続のデジタル化の推進	14
3	デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備	
(1)	府省のプラットフォームの概況及び今後の方針	15
(2)	行政保有データの100%オープン化	15
(3)	APIの整備	16
(4)	標準化・共通化の推進	17
(5)	クラウドサービスの利用の推進	18
(6)	政府情報システム改革	18
(7)	情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保	18
4	価値を生み出すITガバナンス	
(1)	推進体制の整備	19
(2)	ITガバナンスの強化	20
(3)	PJMOにおけるITマネジメントの推進	21
(4)	人材確保・育成	22
(5)	デジタルデバイド対策	22
(6)	デジタル・ガバメント推進のためのサービス利用者への広報	22
5	業務におけるデジタル技術の活用	
(1)	AI・RPA等のデジタル技術の活用	23
(2)	デジタル・ワークスタイルの実現のための環境の整備	23
(3)	電子的な公文書管理等（電子決裁移行加速化方針への対応状況）	24

6 計画の評価・改定	24
------------	----

7 工程表

別紙1 デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備工程表

別紙2 重要プロジェクトの推進に係る工程表

別紙3 手続の見直し工程表

別紙4 行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙5 主な投資事項一覧

別紙6 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

なお、農林水産省においては、別紙6に該当する取組はない。

1 基本事項

(1) 目的

2018年1月に、デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）が策定されたことを受け、農林水産省においても「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」（2018年6月22日）を策定し、①行政サービスの100%デジタル化、②行政保有データの100%オープン化、③デジタル改革の基盤整備等を推進してきた。

この間、2019年12月に、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）が施行され、国の行政手続については、オンライン化の実施が原則とされた。

また、横断的な業務改革（Business Process Re-engineering。以下「BPR」という。）を意識したサービス視点での政府情報システムの整備・運用を実現するため、「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）が定められた。

これらの情勢の変化を踏まえ、改定されたデジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定。以下「実行計画」という。）では、利用者中心の行政サービスに立ち返ったBPRの徹底、クラウドサービス利用の検討の徹底、一元的なプロジェクト管理の強化、行政手続のオンライン化及び添付書類の省略等が重要なポイントとされた。

一方、我が国の農林水産業においては、担い手の減少や高齢化によって世代間継承が難しくなる中、農林水産関係の様々なデータを活用していくことが生産性の向上や経営改善を図る上で重要となっている。また、農林水産業の持続的な発展に向けた競争力強化や農林漁業者の所得向上を実現するためには、データ駆動型の農林水産業を展開していくことが不可欠であり、産学官が連携して農業データ連携基盤（WAGRI）の構築も行われた。

今後、農林漁業者の高齢化・リタイアや労働力不足が急速に進むことが見込まれる中、農林水産業を成長産業とするため、これまでの取組も含め、デジタル技術の積極的な活用による農林水産業の現場と農林水産行政の変革（デジタルトランスフォーメーション。以下「DX」という。）が不可欠な状況となっており、その実現に向けて多様なプロジェクトが始まっている。

これら政府全体の動向や利用者視点に立ったあるべき農林水産行政の姿を踏まえ、「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」を改定し、各種行政手続のオンライン化や行政情報のオープンデータ化等を計画的に実施するとともに、デジタル技術を最大限活用して業務改革を行うことにより、農林水産行政サービスのデジタル化を強力的に推進する。

また、上記を実現するため、農林水産省が保有する情報システムのクラウド

化の推進等の情報システム改革に取り組むとともに、その前提となる IT ガバナンスについての推進体制を整備・強化する。

(2) 計画期間

2020 年度から 2024 年度までを本計画の対象期間とする。

なお、本計画は、必要に応じて内容の見直し・改定を実施する。

(3) 現状と課題

ア 現状

農林水産行政サービスのデジタル化については、オンラインで実施中の行政手続のうち、実際にオンラインを利用している割合は引き続き高い。また、2022 年度の行政手続のオンライン化率 100%を目指し、農林水産省共通申請サービス（eMAFF。以下「共通申請サービス」という。）を構築中である。

BPR については、共通申請サービスの導入を前提に 2020 年 1 月から農林水産省業務の抜本見直し推進チームを司令塔として、法令に基づく行政手続や補助金・交付金の申請手続の全てについて、まずは業務のフロー図を作成し、可視化と実態把握を行うなど、見直しに着手した。

行政保有データのオープンデータ化の状況については、統計関連データはほぼ全数がオープンデータ化されているが、行政手続関連データは紙媒体で管理されているものも多い状況にある。

デジタル改革の基盤整備については、農林水産省が保有し、運用している情報システム数は 58 システム（2019 年度末現在）、予算額は 136 億円

（2019 年度）となっており、比較的小規模な情報システムを多数保有しているほか、定員 1 人当たりの IT 関連予算額は約 66 万円となっている。また、2020 年度予算では 190 億円の情報システム関係予算を計上している。

IT ガバナンスの推進体制については、農林水産省全体管理組織（Portfolio Management Office。以下「PMO」という。）を中心とした体制が整備されているが、農林水産省全体がデジタル化を前提にした取組を進めていく中、情報システム関連の業務の質は高度化・複雑化しており、体制の充実が必要な状況にある。

イ 課題

農林水産行政サービスのデジタル化については、共通申請サービスを中心に、利用者のニーズや費用対効果等を検討しながら、行政手続のオンライン化を強力的に推進する必要がある。

行政保有データのオープン化については、政府全体の方針を踏まえ、原則

100%を目指し取組を更に進める必要がある。その際、個人のデータの取扱いについて国内外でルール整備が進んでいることを踏まえ、個人情報の保護に十分配慮した上で、オープンデータ化を検討していく必要があることは言うまでもない。

情報システムの整備については、機能面及び運用面で共通化を図ることができる場合には、共用化を進めるなどの見直しを推進し、コストの縮減を図っていく必要がある。また、オンプレミス[※]で構築しているシステムを円滑にクラウドへ移行させるため、PMOにおけるソフト面での支援策を充実させていく必要がある。

IT ガバナンスについては、PMO が本来担うべき業務に応じた推進体制の強化を図るとともに、農林水産行政においてデジタル技術を存分に活用するため、全ての職員の IT リテラシーの向上や、IT 人材の確保・育成等を推進していく必要がある。

また、高度化・巧妙化するサイバー攻撃に備え、情報セキュリティ対策を更に強化する。さらに、働き方改革を進め、多様な働き方を実現するため、デジタル・ワークスタイルを可能とする環境整備等を行っていく必要がある。

※： 従来型のシステム構築手法で、アプリケーションごとに個別の動作環境（データセンタ、ハードウェア、サーバ等）を準備し、自らコントロールするもの。

（４）取組方針

現在、デジタル技術を活用した「Society5.0[※]」の実現に向けて、政府を挙げて、あらゆる産業や行政におけるDXが推進されており、農林水産分野においても、他の分野に劣後することなくDXを進めていく必要がある。

特に、農業については、発展著しいデジタル技術を活用したデータ駆動型の農業経営によって、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する活動（FaaS : Farming as a Service）への変革を進めるため、農業DXの実現に向けた施策を強力に推進することとしている。林業や水産業、食品産業の分野でも、今後、DXに向けた取組が加速していくものと予想される。

このような中、農林水産省も、農林水産業や食品産業の現場とデータを介してシームレスにつながり、DXの実現に必要な政策を講じていく必要があり、農林水産省における業務のデジタル化や情報システムの整備は、その基礎となるものである。

このことを強く意識しながら、PMOとプロジェクト推進組織（Project Management Office。以下「PJMO」という。）、さらには、2019年10月に発足した「デジタル政策推進チーム」（以下「DXチーム」という。）が密に連携しながら、省一丸となって本計画を着実に実行していく。

※：我が国が目指す「Society5.0」とは、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことにより、様々な社会課題を解決する試みである。（「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）第1ポイント 基本的考え方（今後の取組の視点））

（5）計画の概要

ア 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

（ア）農林水産業と農林水産政策のデジタルトランスフォーメーション

農林水産現場等の労働力不足等に対応しながら、魅力ある農林水産業の成長産業化等を実現するために農林水産業と農林水産政策のDXを進める。

（イ）サービス改革方針

利用者中心の行政サービスの提供に必要なノウハウを取りまとめた「サービス設計 12 箇条」に沿って、共通申請サービス等による行政手続等のオンライン化等を推進する。

（ウ）行政手続のデジタル化

デジタル手続法に基づくデジタル3原則（デジタルファースト^{※1}、ワンスオンリー^{※2}、コネクテッド・ワンストップ^{※3}）の実現を目指し、共通申請サービス等の活用による行政手続等のオンライン化を推進する。

また、利用者目線に立った事務・事業のBPRに計画的に取り組み、利用者がサービスを受ける際に最適な行政手続等のデジタル化を行う。

※1：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。

※2：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。

※3：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。

（エ）重要プロジェクトの推進

共通申請サービスについて、2021年度から本格運用を開始する。

農林水産省行政情報システム（以下「LANシステム」という。）について、2023年度に計画しているシステム更改に向けて、2020年度にコンサル業務を実施する。

農林水産統計システムについて、2020年度に第二期政府共通プラットフォームへ移行する。

人材情報統合システムについて、2022年度の運用開始を目指し、構築に取り組む。

（オ）民間手続のデジタル化の推進

法令に基づく民間手続をオンライン化できるよう法制上の措置を講ずる

ための検討を行う。

イ デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

(ア) 府省のプラットフォームの概況及び今後の方針

情報システムの共通基盤となる農林水産省クラウド（以下「MAFF クラウド」という。）を中心としたクラウド基盤移行によるサービスレベルの強化を行う。

(イ) 行政保有データの100%オープン化

官民ラウンドテーブル等によりニーズを把握した上で、農林水産省 Web サイト等を通じたオープン化を推進する。

(ウ) API の整備

データ提供を行う各情報システムにおいて、API※の整備を検討するとともに、農業データ連携基盤（WAGRI）とのオープンデータ等の連携については、ニーズに応じた API 実装を進める。

※： API（Application Programming Interface）：他システムの情報や機能等を利用するための仕組み。

(エ) 標準化・共通化の推進

各種手続における申請項目、農業情報のデータ標準化の推進・拡充に取り組み、業務効率化及びデータ活用を推進する。

(オ) クラウドサービス※の利用の推進

各情報システムによるパブリック・クラウド利用を前提として、クラウド選定、移行検証、移行実施、運用等の一連の工程におけるPMOによるPJMOへの総合的な支援活動を「MAFFクラウド活動」として実施する。

また、第二期政府共通プラットフォームと並ぶ選択肢として、クラウド移行・運用に必要な最低限の共通機能をMAFFクラウドとしてPMOがPJMOに提供する。

※： 事業者等によって定義されたインターフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースに、ネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの。

(カ) 政府情報システム改革

情報システム数及び運用コストの削減目標の達成に向け、個別システムごとに工程表を作成し、進捗を管理するとともに、クラウドへの移行を推

進する。

(キ) 情報セキュリティ対策・個人情報保護、業務継続性の確保

情報システムに係る予算要求や調達仕様書に情報セキュリティ対策を反映するとともに、リスク情報の収集と省内周知の徹底、効果的な情報セキュリティ研修及び監査を実施する。

また、情報システムで個人情報を取り扱う場合の漏えい防止、個人情報保護法改正に基づく農林水産省の関係規程の整備、発災時を踏まえた情報システム運用継続計画の策定・更新を行う。

ウ 価値を生み出す IT ガバナンス

(ア) 推進体制の整備

IT ガバナンス実現のため、セキュリティ・IT 人材の確保・育成、PMO 体制の強化等を図る。

(イ) IT ガバナンスの強化

PMO体制の強化、PMOによる主要プロジェクトの指定とその開発・運用の管理、予算課と連携した一元的な予算要求ヒアリングによる効率化及び新たな課題に迅速に対応可能な予算の確保の在り方について検討する。

また、IT調達マニュアルの周知・徹底等による調達仕様書の確認プロセスの改善、全ての情報システムを対象とした監査を実施するほか、ソフトウェア等のサポート期限の徹底等を図る。

(ウ) PJMOにおけるITマネジメントの推進

プロジェクトの確実な目標達成に向けた「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（2018年3月30日各府省情報化統括責任者（CIO）会議決定。以下「標準ガイドライン」という。）に準拠した自律的な活動を実践することにより、PJMOのITマネジメントを推進する。

(エ) 人材確保・育成

PMO と PJMO の交流の促進や省内の若手職員等のキャリアパスの一環として PMO 又は PJMO への配置を行うとともに、総務省が実施する情報システム統一研修を計画的に受講させる。

(オ) デジタルデバインド*対策

ITの活用に不慣れな農林漁業者等が、不安なくデジタルの恩恵を享受できる環境を整備する。

※： インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

(カ) デジタル・ガバメント推進のためのサービス利用者への広報

農業者等の関心や営農体系に合わせた情報を発信するスマートフォン用の農業者アプリ（MAFFアプリ）を運用するとともに、共通申請サービスのポータル機能※を活用し農林漁業情報等の提供等を検討する。

※： 共通申請サービスを利用する申請者ユーザー、審査者ユーザーが、共通申請サービスのメニューやマニュアル等を参照する機能。

エ 業務におけるデジタル技術の活用

(ア) AI・RPA等のデジタル技術の活用

「経済財政運営と改革の方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）を踏まえ、農林水産省における業務の抜本見直しを推進するため、「農林水産省業務の抜本見直し推進チーム」を設置（令和2年1月8日農林水産事務次官指示）し、デジタル技術の活用を前提としたBPRの取組を行う。

また、人事・勤怠管理・庶務など広範なバックオフィス業務について、人材情報統合システムの整備・活用による大胆な効率化を図る。

(イ) デジタル・ワークスタイル実現のための環境の整備

LANシステム更改等の機会を捉え、情報セキュリティ対策にも留意しつつ、デジタル・ワークスタイルを実現する環境を整備する。

(ウ) 電子的な公文書管理等（電子決裁移行加速化方針への対応状況）

内閣府における検討状況を踏まえ、行政文書の電子的管理を実現するための検討を進める。

オ 経費計画

農林水産省システム経費計画(単位:億円)

経費区分	2020年度
整備経費	61.5
運用等経費	104.0
その他経費	24.7
合計	190.2

施策別経費計画(単位:億円)

施策区分	2020 年度
利用者中心のサービス改革・行政手続のデジタル化	33.1
デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備	1.7
価値を生み出す IT ガバナンス	-
業務におけるデジタル技術の活用	0.4
合計	35.3

(6) 計画目標

ア 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

デジタル3原則の実現が可能となるよう、農林漁業者等の申請者が、各種行政手続等をオンラインで行える共通申請サービスを構築し、2021年度から本格運用を開始する。2022年度中には、原則として農林漁業者等の申請者から農林水産省が受ける全ての行政手続等をオンラインで申請できるようにする。

イ デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

全ての情報システムについて、クラウドへの移行を基本としつつ、各システムの特性に応じて利用すべきプラットフォームを選定する。

クラウド移行に当たっては、PMO等の活動を通じて、より多くの情報システムが円滑に最適なクラウドを選択し、継続的に運用できる共通基盤となるよう、マネジメントに取り組み、2024年度までに56システムのクラウド活用を目指す。

また、オープンデータ化を推進するとともに、2024年度までに、APIを10件整備・公開することを目指す。

ウ 価値を生み出す IT ガバナンス

2020年度から、予算要求ヒアリングや調達仕様書のチェック等について、PMOを中心に一元的に行うとともに、政策目的との適合性や「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」等の基準への適合性をチェックする情報システム監査を持続的に実施する等により、PMOによる農林水産省内のITガバナンスを強化する。

これらの取組について、CIO補佐官に過度に依存することなく、PMOが主体的に業務を実施できるよう体制を強化するとともに、PJMOにおけるITマネジメントの充実を図る。

エ デジタル技術の積極的な活用による業務の抜本見直し

デジタル技術を活用した業務における高い生産性等の実現のため、BPRを実施し、行政内部の業務をエンドツーエンドの視点でデジタルを前提としたものに改革・推進する。

農林漁業者や食品事業者が経営に集中できるよう環境を整備するとともに、その実現に向けて、農林水産省の職員が政策の計画立案に注力できる環境を整えるため、デジタル技術を積極的に活用して、農林水産省の業務を抜本的に見直し、生産性の高い業務体制を実現する。

2 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

(1) サービス改革方針

行政サービスは、利用者の立場に立って何が必要かを考え、事実に基づいて実態を把握し、利用者がサービスを受ける必要が生じた時からサービスの提供後までの一連の流れを踏まえて設計・構築する必要がある。特に、一連のサービス全体における利用者の体験（User Experience：ユーザーエクスペリエンス）を最良とするサービスを目指すとともに、エンドツーエンドでデジタルで完結されるよう、行政サービスの100%デジタル化の実現を目指す。

また、サービスの設計・構築に当たっては、利用者の利便性の向上に立ち返ったBPRの取組を意識し進める必要がある。

このため、農林水産省においては、利用者中心の行政サービスの提供に必要なノウハウを取りまとめた「サービス設計12箇条」に沿って、農林漁業者や食品事業者、地方自治体を始めとする諸機関の利便性を強く意識しながら、共通申請サービスを活用した行政手続等のオンライン化や農業データ連携基盤

(WAGRI)等を活用したデータ連携等に取り組むことにより、サービス改革を推進する。

<サービス設計12箇条>

第1条 利用者のニーズから出発する

第2条 事実を詳細に把握する

第3条 エンドツーエンドで考える

第4条 全ての関係者に気を配る

第5条 サービスはシンプルにする

第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める

第7条 利用者の日常体験に溶け込む

第8条 自分で作りすぎない

第9条 オープンにサービスを作る

第10条 何度も繰り返す

第11条 一遍にやらず、一貫してやる

第12条 システムではなくサービスを作る

(2) 行政手続のデジタル化（別紙4参照）

デジタル3原則に基づき、行政手続等のオンライン化を推進する。

手続件数が極めて少ない行政手続等については、当該手続等を規定する法令を改正する機会に合わせて、当該規定を見直すなど必要性を精査する。

また、本人確認の見直しについては、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえた手続ごとの本人確認方法を検討する。

ア 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備

(ア) 農林漁業者等に係る農林水産省関係手続

a) 現状と課題（As Is）

申請項目が多く、また、紙媒体による行政手続等が多いなど、申請者における申請書の作成及び審査者における審査等の事務の負担となっている。

b) 実現したい状態（To Be）

農林漁業者等が申請する法令に基づく申請等並びに補助金及び交付金の申請についてオンライン化を行うため、共通申請サービスを2020年度までに構築し、2021年度から本格運用を開始する。2022年度中には、原則として農林漁業者等の申請者から農林水産省が受ける全ての行政手続等をオンラインで申請できるようにするとともに、情報連携によるワンストップを実現する。

また、申請データのデジタル化やデータ連携により、各種データの集約、分析結果を政策立案等に活用するとともに、新たなデータや分析結果等を農林漁業者等へ提供することにより、経営の高度化が可能となる。

c) 具体的な取組（To Do）

本人確認については、2020年度までにGビズID（法人共通認証基盤）を活用して、ID・パスワード方式を導入する。

手数料を有する手続は、財務省の歳入金電子納付システム（Revenue Electrical Payment System）を活用することにより、電子納付、手数料の減額を検討する。

手続において提出を求めている登記事項証明書（商業法人）は、2020年度に運用が開始される情報連携の仕組みを利用することにより提出を省略できるよう検討する。また、その他の申請に不可欠な添付書類につ

いても、提出を求めずに、システム内での情報連携等により確認できるように検討する。

KPI：オンライン化率（2022年度：100%）

KPI：オンラインによる提出の割合（2025年度：60%）

(イ) 肥料登録申請等

a) 現状と課題 (As Is)

肥料登録システムでは、登録申請書の作成等ができるポータルサイトを開設しているが、登録手数料の納付が電子的にできる機能がない。

b) 実現したい状態 (To Be)

肥料登録システムの登録手数料の電子納付機能の開発を行い、肥料の登録更新等に係る電子納付を伴う手続のオンライン申請を可能とする。

c) 具体的な取組 (To Do)

肥料登録システムを改修し、2020年度中に、オンラインによる申請・届出を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請等の割合（2025年度：50%）

(ウ) 輸出証明書の発行申請

a) 現状と課題 (As Is)

輸出に関する証明書（以下「輸出証明書」という。）の申請手続は、主として書面で行われている。また、審査を書面で行うことに起因する行政上の対応の遅れがあり、我が国の農林水産物・食品の輸出が滞る事態を早急に解消する必要がある。

b) 実現したい状態 (To Be)

現行の輸出証明書発給システムを基に一元的な輸出証明書発給システムを整備し、農林水産省、厚生労働省、地方自治体、保健所等へ個別に行っていた各種の輸出証明書の発行申請手続をオンライン化することで、申請手続が簡素化される。

また、APIによる登記情報の取得を可能とすることにより、申請事業者のシステム利用登録手続において登記事項証明書の添付が省略される。

c) 具体的な取組 (To Do)

2020年度中に、各種の輸出証明書のオンライン申請を可能するため、一元的な輸出証明書発給システムの開発を行う。

また、同年度中に、登記情報をAPIで取得できるようシステム開発を行う。

KPI：オンラインによる申請の割合（2021年度：80%）

(エ) 漁獲成績報告書の提出

a) 現状と課題 (As Is)

漁業者（報告者）が行う漁獲成績報告書（操業ごとに操業日、漁獲内容（魚種、数量）、操業位置等を記載）の国への提出については、現在、紙媒体によりなされているが、報告書の作成と郵送の負担が生じている。

また、行政等（被報告者）にはデータの入力の負担が生じている。

b) 実現したい状態 (To Be)

漁獲成績報告のオンライン化の試験運用を開始することにより、指定漁業を営む漁業者の報告書の作成や郵送の負担が軽減される。

行政等において、紙媒体による事務（漁獲成績報告書の管理、報告データの入力等）が削減されるとともに、当該報告を元にした試験研究機関が実施する調査等が円滑に進められる。

c) 具体的な取組 (To Do)

2020年度から2021年度にかけて広域資源管理情報処理システムを整備するとともに、試験運用を開始する。

KPI：オンラインによる提出の割合（2024年度：70%）

イ 業務改革（BPR）の徹底

デジタル手続法の施行を受けて、BPRやデジタル化の進展を更に加速させることが求められているほか、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、現場業務の実態把握とそれを踏まえた既存業務の抜本見直しを着実に実施するとされた。

このことを踏まえ、農林水産省においても業務の抜本見直しに取り組み、農林漁業者や食品事業者等にとってより良い行政サービスを実現するため、利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスも含めプロセスを見直し、各業務において、利用者がサービスを受ける際の最適な手法について検討する。

ウ 添付書類の省略

法務省において、2020年10月以降に、国の行政機関との間で登記情報連携の運用が整った場合には、共通申請サービスを活用する手続のうち、登記事項証明（商業法人）の添付を求める手続、輸出証明の発行申請の手続について、APIを活用した法人の登記情報の取得を可能とし、申請者による登記事項証明書（商業法人）の添付書類の省略を検討する。

また、共通申請サービスを活用する手続については、システム内の情報共有により、ワンスオンリーを実現し、添付書類を省略する。

エ 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

a) 現状と課題 (As Is)

品種登録出願の手続については、2018年3月から、紙ベースでの出願等に加え、出願の電子化及び出願料・登録料の納付手続の電子化を開始している。

ユーザーからの利便性の向上に対する要望（不要な品種データを削除する機能の追加）がある。

b) 実現したい状態 (To Be)

ユーザーがシステム上で不要な品種データを削除できるようにし、利便性を向上させる。

c) 具体的な取組 (To Do)

2020年度には不要な品種データの削除機能の追加等のシステム改修を行う。

(3) 重要プロジェクトの推進（別紙2参照）

ア 農林水産省共通申請サービス

(2) ア(ア)に同じ。

イ 農林水産省行政情報システム (LAN システム)

a) 現状と課題 (As Is)

共有フォルダに保存されたファイルを電子メール等により情報共有しているが、大量の情報の中から必要な情報を探すことに時間がかかっている。

また、複数の職員がそれぞれ作成したファイルを集約する等の業務に時間がかかっている。

b) 実現したい状態 (To Be)

大量の情報の中から必要な情報を探す時間を短縮し、複数職員が作成したファイル集約業務の時間を短縮する。

c) 具体的な取組 (To Do)

効率的な情報共有の仕組みを構築するとともに、1つのファイルを協働して編集できる機能等を備えたグループウェアを導入する。また、2020年度にLANシステムの完全統合に向けたITコンサル業務を実施する。

KPI：2020年度のコンサル業務において検討予定

ウ 農林水産統計システム

a) 現状と課題 (As Is)

2020年度に第一期政府共通プラットフォームから第二期政府共通プラットフォームに単純移行を行うことにしている。現行システムは、利用状況に応じてシステムリソースを柔軟に変更できないこと等が課題となっている。

b) 実現したい状態 (To Be)

利用状況に応じてシステムリソースを柔軟に変更できるクラウドネイティブなシステムにする。

c) 具体的な取組 (To Do)

2021年度から2022年度にかけて、システム全体の利便性向上とコスト削減を図るため、クラウドネイティブなシステムへの改修方針の検討・要件定義の作成を行う。

KPI：2021～2022年度に実施するシステム改修方針の検討・要件定義において精査の上、決定する。

エ 人材情報統合システム

a) 現状と課題 (As Is)

人事・勤怠管理・庶務などのバックオフィス業務はデジタル化が進んでおらず、データの収集や結合など単純な反復作業も全て職員が手作業で行っているため、システム導入を前提とした業務の抜本的見直しに早急に取り組むことが喫緊の課題となっている。

b) 実現したい状態 (To Be)

業務をシステム化することにより大量・高速な業務処理が実現し、正確性が向上（ヒューマンエラーの削減）するとともに、職員は質の高い真に人が行うにふさわしい業務に集中できるようにする。

c) 具体的な取組 (To Do)

2021年度から2022年度にかけて人材情報統合システムを構築し、2022年度中に運用を開始する。

KPI：業務のデジタル化率（2023年度：70%）

(4) 民間手続のデジタル化の推進

社会全体のデジタル化を実現するためには、行政手続に止まらず、民間手続のデジタル化を進めることが重要である。農林水産省においては、オンライン手続が認められていない民間手続のうち、特にデジタル化のニーズが高い手続については、必要な法令等の見直しの検討を行い、デジタル化の推進

を行う。

一方、法令上、オンライン手続が認められているが、社会慣習などによってデジタル化が進んでいない手続、または法令を根拠としない（ガイドライン等に基づく）手続のうち、利用者が多い手続など特にデジタル化のニーズの高い手続については、書面・対面なしで取引を活用する事例を参考にしつつ、民間事業者におけるデジタル化を促すための取組を検討する。

3 デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備（別紙1参照）

（1）府省のプラットフォームの概況及び今後の方針

ア 概況

2019年度末時点で、農林水産省において運用中の政府情報システムは58システムである。内訳は、パブリック・クラウドを利用しているものが20システム、第一期政府共通プラットフォームを利用しているものが5システム、第一期政府共通プラットフォーム以外のプライベート・クラウドを利用しているものが17システムとなっており、運用コストの削減やセキュリティ確保等の観点から、システム更改等の機を捉えて、更なるクラウド利用を進める。

イ 今後の対応

農林水産省が管理・運営する情報システムについて、クラウドサービスの利用を進めて効率化・高度化を図るため、クラウド CoE※活動を中心に展開する。

※： CoE (Center of Excellence) : 専門的な人材を配置し、事例の蓄積・展開により、プロジェクトの成功に向けて取り組むための横断的組織。

（2）行政保有データの100%オープン化

政府として、2017年12月の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部における総理指示や「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）等を踏まえ、農林水産省保有データの原則オープン化を推進する。

ア 基本的な取組方針

オープンデータ化を推進するため、オープンデータ・バイ・デザイン※の取組を推進し、より機械判読に適したデータ形式（CSV形式等）やレイアウトでの公開に取り組む。

農林水産省が保有する行政データについては、政策目的、ニーズ等データの特性を踏まえて、農林水産省Webサイト等にて公開するとともに、政府のデータカタログサイト（DATA.GO.JP）に登録する。さらに、行政手続及び統

計に係るデータの棚卸結果等、保有するデータとその公開状況等を公開し、ニーズに応じて適時更新を行う。

※： 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

イ オープン化に係るニーズの把握と迅速な公開

農林水産省が保有するデータについて、更新した保有データの棚卸リストを公開し、官民ラウンドテーブルやデータに関する相談窓口で得られた要望・意見を踏まえて、公開可能なデータについては、迅速に公開するとともに、データカタログサイトへ登録する。

KPI： 利用者の要望等に応じて新たに公開又は公開内容の見直しを行ったデータ件数（2020年度：2件）

ウ オープンデータ・バイ・デザインの計画的な推進

標準ガイドラインを踏まえ、オープンデータ・バイ・デザインに基づいたサービス・業務設計及び運用に順次切り替えていくこととし、各情報システムの更改等の機会を捉えて、PMOにおいて省内ヒアリングを経た上で、対応計画の策定に取り組む。

KPI： オープンデータ・バイ・デザイン取組対象の情報システムのうち、オープンデータの公開を開始した数（2024年度：26件）

エ 農業関連情報のオープンデータ化の推進

オープンデータ基本方針に基づき、農業者の生産性向上や経営改善に資するオープンデータ化を進める。

(3) APIの整備

民間サービスまでを含めたワンストップサービスの実現やデータ駆動型の農林水産業の展開に向けて、データ提供を行う各情報システムにおいてAPIの整備を検討するとともに、農業データ連携基盤（WAGRI）等の情報連携プラットフォームを通じて、メーカーやベンダーによる活用とITサービスの充実を促進する。

農林水産省の行政サービスにおけるAPIの整備・改善について検討する際は、「API導入実践ガイドブック」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）及び「APIテクニカルガイド」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）を踏まえるとともに、API開発者・利用者のニーズを十分に反映する。

KPI： 公開API数（2024年度：10件）

(4) 標準化・共通化の推進

ア 農業分野のデータの標準化の推進

データを活用した農業を促進するためには、農業情報の相互運用性・可搬性を確保し、異なるシステム間でのデータの比較・活用を可能にすることが重要である。このため、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が定める「農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化ロードマップ」に基づき、農業情報の標準化のための個別ガイドラインに策定すべき項目について、調査及び有識者による検討を行う。

イ 行政手続等のオンライン化のためのデータの標準化の推進

共通申請サービスでは、農林水産省が所管する法令に基づく申請等並びに補助金・交付金の申請・審査が行われる。共通申請サービスにおいては、農業経営体プロフィール機能が用意され、行政手続等の申請で用いられたデータ項目群を集積し、申請者が同じ情報を何度も入力する手間を省くこととしている（ワンスオンリーの実現）。

共通申請サービスの構築過程で、制度ごと、関係機関ごと、自治体ごとに別々のコード体系が存在し、各種データベース間を参照する際に、人力での突合作業が必要になることが課題として浮上している。また、同一の語彙であっても、定義が異なる場合があり、単純に集計できない場合もあることが判明している。

このため、共通申請サービスの構築及び将来的な官民データ連携の取組に資するため、実行計画 3.6.1 (3)「共通語彙基盤の推進、コード体系の確立・普及」に基づき経済産業省が推進している共通語彙基盤の検討に参画し、共通語彙基盤と互換性がある形で農林水産省の行政手続等に関する語彙・コード体系の整理を検討する。

ウ 各種ガイドライン等への対応

農林水産省では、「Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン」（2018年3月30日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、農林水産省が保有・管理するウェブサイト等のドメイン管理を行っている。農林水産省が利用する非政府ドメインについて、PMO がドメイン管理簿で廃止等の見直し計画を管理するとともに、新規ウェブサイトの開設について相談が行われた場合には、農林水産省のサブドメインを利用するよう指導を実施する。今後、新たに示される IT に係る政府方針、ガイド等についても遵守するとともに、情報システムの更改時期等を捉えて適用できるよう省内向けマニュアル等の整備を図る。

(5) クラウドサービスの利用の推進

2019 年度に実施した MAFF クラウド活動に係る調査研究の成果を基に、2020 年度から以下の取組を開始する。

ア MAFF クラウド活動においては、クラウドサービスの選定、仕様要件の検討等に要するPJMO の負担を軽減し、多くの情報システムを適切なクラウドに確実に移行させるとともに、知見の集約により、発展的な取組となるよう、クラウド導入・運用に係る CoE を組織して、MAFF クラウドの提供を含めた総合的な支援活動を展開する。

イ また、MAFF クラウドにおいては、農林水産省統合ネットワークへの接続環境、監査ログ管理等のセキュリティ対策、移行検証環境などの共通機能を PMO が提供することで、PJMO の負担軽減とセキュリティ水準の担保を図る。

PJMO は、CoE の総合的な支援の下、MAFF クラウドの提供を受けた上で、自ら調達したパブリック・クラウドにて必要なリソースや機能を準備し、情報システムを運用する。

KPI: 政府情報システムにおけるクラウド活用数 (2024 年度 : 56 システム)

(6) 政府情報システム改革

農林水産省では、政府情報システム改革ロードマップ (平成 25 年 12 月 26 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定) に基づき、情報システム数の削減に取り組み、2019 年 3 月には地方農政局等の LAN システム (9 システム) を全体の LAN システムに統合し、また、同年中に 2 システムの削減を実施した。この結果、2020 年 3 月時点の情報システム数は 58 システムであり、2012 年度末の 99 システムから半数近い削減となっている。運用コストについても、2013 年度の 46 億円から 2021 年度末において約 8 億円の削減を見込んでいる。

今後とも、適切なクラウドへの接続環境の提供など改革の条件整備を図るとともに、毎年度の予算要求プロセスにおいて、PJMO から改革の進捗状況等の確認を行い、予算面を含めた PMO の指導により、各システムの改革を推進する。

KPI : 政府情報システムの運用等経費 (2013 年度比での運用コスト削減実績額) (2021 年度の削減見込み額 : 約 8 億円)

(7) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保

ア 情報セキュリティ対策

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に基づき策定した「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」(平成 27 年 3

月 31 日農林水産省訓令第 4 号) 等に基づき、技術革新等に対応した、

- ① リスク情報の収集と省内周知の徹底
- ② 効果的なセキュリティ研修（幹部・一般職員）
- ③ セキュリティに関する自己点検とセキュリティ監査

の実施等の的確なセキュリティ対策を講ずる。

また、突発的な危機発生時の迅速な対応を見据え、過去の事例分析の周知の徹底や、危機対応のための基本方針及びマニュアルを策定する。

イ 個人情報保護

ビッグデータの収集や AI による個人情報データの統合・分析が行われている時代を迎え、本人が自身の個人情報の取扱状況を把握することが困難となっている。

民間部門においては、今後、予定されている個人情報保護法の改正によって、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける規律を適用されることとなる。

今後は個人情報保護制度を官民一体的に規定するための検討が行われ、公的部門においても、同様の改正が見込まれることを踏まえ、農林水産省における個人情報の保護に係る関係規程の取扱いを検討する。

ウ 業務継続性の確保

LAN システムについて、農林水産省の業務継続計画等を踏まえ、情報システム運用継続計画を策定しており、発災時に備えたバックアップデータの遠隔地保管、非常時用メールの整備、政府共通ネットワークの接続回線の冗長化等の対策を継続して実施する。

また、その他省内の全ての情報システムについて、運用継続計画の策定・更新の状況を確認し、標準ガイドラインに準拠した適切な対応となるよう、PMO による指導を実施する。

4 価値を生み出す IT ガバナンス

(1) 推進体制の整備

本計画にある各般の改革を実施していくため、CIO、副 CIO、CIO 補佐官、PMO、PJMO が役割・機能を十分に発揮し、省内の IT ガバナンスの一層の強化を図る。

特に PMO においては、IT ガバナンスの中核として、標準ガイドラインに示された役割を的確に果たしていくための体制の整備・強化は喫緊の課題であり、民間企業における PMO の取組も参考にしながら、業務の内容を見直すと

ともに、IT・情報セキュリティに関する知見と関心を有する職員の配置、専門的スキルを備えた者の民間からの確保等に積極的に取り組んでいく。

また、サイバー攻撃が年々高度化・巧妙化する状況を踏まえ、最高情報セキュリティアドバイザーの助言を得つつ、農林水産省における情報セキュリティ対策の強化、情報セキュリティインシデントへの迅速かつ的確な対応等を図る。

実行計画及び中長期計画の着実な推進を図る観点から、推進体制の整備は不可欠であり、必要に応じて機構・定員要求を行い、推進体制の拡充を図る。

(2) IT ガバナンスの強化

横断的かつBPRを意識したサービス視点での情報システムの整備・運用の観点から、情報システムの一層の改革を進め、データの標準化、情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等について、省内の統一性を確保しつつ効率的に実現していくことが重要であることから、以下の取組を強化する。

ア 情報システム関係予算要求に関する検証等

PMOと予算課が行っている情報システム予算要求ヒアリングを一元的に行い効率化するとともに、ヒアリング結果を確実に予算要求に反映する。

イ 調達仕様書の審査

(ア) IT 調達マニュアルの周知・改善

IT 調達マニュアルに基づき適切に調達手続が行われるよう、説明会の開催や省内掲示板での掲載等により、引き続き周知の徹底を図る。また、説明会でのアンケート等により職員に分かりやすく使いやすいものとなるよう、新たな情報の追加等継続的に見直しを図る。

(イ) 調達仕様書の審査

一定規模（予定価格が10万SDR）以上の情報システム関連調達については、省内関係課で連携して、全てPMO、CIO補佐官等による事前チェックが行われるよう徹底しており、チェックはPMOとCIO補佐官とで適切な分担の下に行う。

ウ 情報システム監査の実行

2020年度から情報システム監査を本格的に実施する。標準ガイドラインに即した監査（安全性、信頼性及び準拠性の監査）に加え、政策目的達成の

観点から、政策目的に資する情報システムの整備・運用がなされているか、そのために投じた費用は十分効果に見合ったものとなっているかなどについての監査（戦略性、有効性及び効率性の監査）も行い、具体的な改善策を提示するなど、前向きな監査を行う。また、監査の種類は、一般監査、重点監査及び緊急監査の3種類とし、情報システム監査要領に基づき実施する。

エ 研修等の充実

標準ガイドラインに基づき、省内の情報システムの整備・運用管理に携わる職員を対象に、専門的・技術的能力を向上させることを目的とする講習会を実施する。講習会は3回分の異なるテーマを設け、上半期と下半期にそれぞれ3回ずつ年間計6回実施することで、受講機会が得やすいものとする。

また、会計事務を担当し、間接的に情報システムの整備・運用管理に携わる職員を対象に、IT調達事務の手續に係る基礎的な知識の習得を目的とする講習会を上半期と下半期にそれぞれ1回ずつ実施する。

オ その他

(ア) 主要プロジェクトの指定とその開発・運用の徹底管理

限られた人的財政的資源を有効活用し、質の高い情報システムを開発・運用していくため、PMOは、毎年度、主要プロジェクトを指定し、品質の確保に向けて、プロジェクトの進捗管理、リスクマネジメントについて必要な助言・指導を積極的に行っていく。

(イ) PMO等関係者の情報共有等

副CIO、CIO補佐官、PMO等が定期的にミーティングを行い、業務の進捗状況等の情報共有、意見交換等を行うなど課題解決への対応を図るとともに、省内における効果的な取組事例の横展開を推進する。

また、農林水産省のシステムの開発・運用やインシデント対応にIT事業者をはじめとする関連事業者が意欲を持って積極的に取り組めるよう、職員向けの対応規範を作成し、PJMO等への周知徹底を行う。

(3) PJMOにおけるITマネジメントの推進

PJMOは、プロジェクト計画書・管理要領に基づくプロジェクトの運営、定期的なプロジェクト各工程における自己点検及びPMOへのレビューの実施等を適切に行い、プロジェクトの目標を確実に達成できるよう、標準ガイドラインに準拠したITマネジメントを推進する。

また、PMOはPJMOが主体的かつ自律的にプロジェクトを推進できるよう、情報セキュリティ・ITに関する研修の積極的な受講等、職員に日々進歩する

デジタル知識の習得、IT リテラシーの向上に向けた研鑽を積む機会を設ける。

(4) 人材確保・育成

本計画にある各種取組を的確・効果的に実施していくためには、これまで以上に人材確保・育成を強化していく必要がある。PMO と PJMO、農林水産省が所管する独立行政法人との人事交流の促進、実践的・専門的な業務を経験できる内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、総務省行政管理局等への出向に加え、職員全体に情報システム統一研修の受講を積極的に促進し、高度専門人材と一般行政部門との橋渡し人材となる認定者（以下「スキル認定者※」という。）を増やしていく等により、IT リテラシーの向上を一層推進する。

また、スキル認定者の処遇の改善に向けて、俸給の調整額支給ポストへの配置及び同ポストの要求・確保に取り組む。

さらに、BPR を意識したサービス視点での情報システムの整備・運用を実現するためには、デジタル化についての高い専門性と豊富な経験を有する人材の活用が不可欠となることから、外部からの登用を含め、即戦力の人材の確保及び機動的な配置について検討していく。

※： 「橋渡し人材のスキル認定の基準」（平成 30 年 1 月 31 日サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定）の「2 スキル認定の区分」に定める「係員スキル認定」、「係長スキル認定」、「課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定」及び「課長補佐（情報セキュリティ担当）スキル認定」の基準を満たし認定された者。

KPI：橋渡し人材スキル認定者数（2020 年度から 2024 年度までに 100 名）
内訳 係員 20 人、係長 50 人及び課長補佐 30 人

(5) デジタルデバインド対策

共通申請サービスについては、IT の活用に不慣れな農林漁業者等でも容易に申請手続きが行えるよう、引き続き、シンプルで直感的に入力できる申請画面の作成、代理申請機能の整備及びコールセンターの設置に取り組んでいく。

その他の情報システムの整備についても、デジタルデバインドの縮小に向けた取組を進めていく。

(6) デジタル・ガバメント推進のためのサービス利用者への広報

インターネットやソーシャルメディアの発達・普及等、情報の受発信を巡る状況の変化に対応し、政策情報等の個々の情報を迅速かつ効果的に情報提供す

るような取組を積極的に行う。

2020年4月を目途にリリースを予定している農業者向け営農情報配信アプリ（MAFFアプリ）を活用して、農業者の属性・関心事項に応じた情報発信や、農業現場の意見・要望をリアルタイムで吸い上げる。

また、共通申請サービスの情報発信機能を有するポータルサイトを活用した農林漁業情報等の効果的な提供を検討する。

5 業務におけるデジタル技術の活用

（1）AI・RPA等のデジタル技術の活用

ア 業務の抜本見直し

農林漁業者の高齢化・リタイア等が進む中、担い手が経営に集中できる環境を整備するとともに、その実現に向けて農林水産省の職員が政策の企画立案に注力できる環境を整えるため、共通申請サービスの導入を前提として行政手続に係る業務の抜本見直しに積極的に取り組む。また、業務運営上におけるRPA（Robotics Process Automation）、ダッシュボードツール等のツールの導入に取り組む。

イ 人材情報統合システムの整備

人材情報統合システムを整備し、人事・勤怠管理・庶務などのバックオフィス業務における事務処理の自動化・高速化とデータの信頼性の向上を図るとともに、真に人が行うのにふさわしい質の高い業務に人的リソースを投入し、複雑な多くの行政課題への対応の強化を図る。

（2）デジタル・ワークスタイルの実現のための環境の整備

ア ペーパーレス化、オフィス改革

審議会や幹部会議の原則ペーパーレス化、定例会議や幹部への説明、省内の打合せ、資料の共有についてのペーパーレス化に引き続き取り組む。

併せて引き続き、フリーアドレス型の執務室の整備等を推進していく。

イ テレワークの推進、ウェブ会議環境の整備

2019年度までに本省において、仮想デスクトップ環境を整備の上、シンクライアント端末を3,000台導入するとともに、全国で1,700人が同時接続可能なリモートアクセス機能を整備した。2020年度は、地方職員のテレワークの推進等の観点から、500の仮想デスクトップ環境を増設し、更なるテレワークの推進を図る計画であるが、様々な要因からテレワークが増えることも想定し、その際に十分に対応できるような機器等の整備計画を検討する。

また、従前の150人の参加可能なウェブ会議システムを、2020年1月に

2,000人の利用が可能なシステムに改修したところであり、その積極的な利用を促進する。

KPI：リモートアクセス機能の導入状況（目標年度：2020年度）

(3) 電子的な公文書管理等（電子決裁移行加速化方針への対応状況）

電子決裁移行加速化方針（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に基づき、電子決裁への移行を推進する。

国民からの申請等の行政手続に基づく決裁については、手続のオンライン化や添付書類の廃止等の検討に併せて電子決裁への移行を検討し、電子決裁とすることでかえって業務が複雑・非効率となるものを除き、電子決裁を行うこととする。

（現時点の手続ごとの決裁に関する状況は、別紙3「手続の見直し工程表」を参照）

6 計画の評価・改定

施策や取組については、CIO及び副CIOのリーダーシップの下、CIO補佐官の助言を得つつ、PMOにおいて進捗状況を把握し、PJMOへのヒアリングの実施等、密接に連携しながらプロジェクトを実施する。

また、重要な取組については、標準ガイドラインで定める工程レビュー時等に評価を行うとともに、少なくとも1年1回は、全取組について評価を行い、内容の適切な見直し、段階的な拡充及び詳細化を行う。

中長期計画の取組状況及び評価・見直しの内容については、農林水産省行政情報化推進委員会に報告し、中長期計画の改定を行う。